

社会福祉法人斑鳩町社会福祉協議会 役員等の報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人斑鳩町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の常勤役員等の報酬等及び旅費並びにその他の役員等の費用弁償等に関して必要な事項を定めるものとする。

(役員等の定義)

第2条 役員の内、常勤の理事を常務理事（以下「常務理事」という。）という。

2 非常勤役員等とは次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本会定款第18条に規定する理事の内、非常勤の理事及び監事
- (2) 本会定款第6条に規定する評議員

(報酬等)

第3条 常務理事に対し報酬を支給し、報酬額は、月額213,400円とする。

2 常務理事の期末手当は、毎年6月、12月の年2回支給するものとし、支給額は、報酬の月額を基礎とし、支給割合は、それぞれ100分の110を乗じて得た額とする。

3 常務理事の通勤手当は、社会福祉法人斑鳩町社会福祉協議会職員給与規程（昭和63年4月1日）の例により支給する。

4 監事のうち財務諸表を監査しうる者として就任する者については報酬を支給し、報酬額は、日額5,000円とする。

(重複給与の禁止)

第4条 常務理事が他の職員の職を兼ねる場合には、他の職員の職に対する給与は支給しない。

2 他の公務の職にある者が、常務理事の職に就いた場合には、前条に規定する報酬等は支給しない。

(旅費)

第5条 常務理事の旅費は、斑鳩町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（昭和32年3月20日条例第3号）の例により支給する。

(費用弁償の種類)

第6条 この規程で規定する費用弁償は、当該業務遂行のため要した鉄道賃、船賃、

航空賃、車賃、日当び宿泊費とする。

(費用弁償)

第7条 非常勤役員等に対する費用弁償の額は、斑鳩町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年3月20日条例第2号）の規定に準じて算定した額とする。

(報酬等及び旅費並びに費用弁償の支給日)

第8条 報酬等及び旅費並びに費用弁償の支給については、社会福祉法人斑鳩町社会福祉協議会職員給与規程（昭和63年4月1日）の例による。

(適用除外)

第9条 公務員として本会非常勤役員等の職にある者には、費用弁償を支給しない。

付 則

この規程は、平成29年6月15日から施行する。